

令和2年5月26日

生徒及び保護者の皆様

津久井高等学校長

国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について

日頃から本校の教育活動等にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和2年5月25日をもって解除されたことを受け、令和2年6月1日以降は、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」に基づき、「準備期間」、「分散登校」、「時差通学・短縮授業」と段階的に学校における教育活動を再開します。

つきましては、「準備期間」において、次の通り学年ごとに週1回の登校の機会を設定しましたので、お知らせします。

なお、「分散登校」以降の予定については、学年ごとの登校日の際、お知らせします。

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 準備期間 | 令和2年6月1日(月)～6月5日(金) |
| 2 | 登校日 | (1) 1学年 6月4日(木)
(2) 2学年 6月3日(水)
(3) 3学年 6月2日(火)
(4) 4学年 6月1日(月) |
| 3 | 時程 | (1)健康観察 16時30分から受付開始
※16時30分以前には登校しないでください。
(2)始業 17時10分
(3)終業 18時30分 |
| 4 | 内容 | (1)学校再開に関するガイダンス
(2)新型コロナウイルス感染防止への保健指導
(3)学習課題の回収と配付
(4)その他 |
| 5 | 持ち物 | 筆記用具、提出する学習課題 |
| 6 | 注意事項 | (1)登校前に検温及び健康観察を行い、発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡し、自宅で休養してください。
(2)登校時に生徒昇降口で健康観察を実施しますので、必ず生徒昇降口から校舎内に入ってください。
(3)毎日、マスクを着用してください。また、こまめに石けんによる手洗いを行いますので、手をふくハンカチやタオル等を忘れずに持参してください。 |

問合せ先
定時制教頭 新井
電話 (042) 784-7368